

# 法別表に関する基準

## 1 共通事項

### (1) 危険物の判定

危険物の判定は、ある物品が「消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」に該当するか否かについて、市町村長等が認定する行為（通常は、許可の際に認定が行われることとなる。）である。危険物であるか否か明らかでない物品等について事業所等が行う確認試験については、「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（危険物の試験及び性状に係る部分）並びに危険物の試験及び性状に関する省令の公布について」（H. 1. 2危11）によるものとし、ガソリン、灯油等のように法別表備考において定義され、明らかであるもの等を除き、別添1の確認試験結果報告書（H. 5. 3危21「確認試験の結果に基づく危険物の判定について」別添の確認試験結果報告書をいう。以下同じ。）に基づき判定するものとする。ただし、当該物品が、別添2の危険物データベース登録確認書（H. 1. 11危107「危険物データベースの運用について」別紙の危険物データベース登録確認書をいう。）の物品と同一であると認められる場合にあっては、それに基づき判定しても差し支えない。

### (2) 複数の類の品名に該当する物品

複数の類の品名に該当する物品については、それぞれの類の性状を示すかどうかを確認する必要があること。

なお、複数性状物品の場合、確認試験結果報告書の提出にあたっては、危省令第1条の4に規定する複数性状物品の属する品名に係る確認試験結果を提出することとなること。

(H. 2. 3危28)

### (3) 既往のデータによる判定

物品を構成する成分及び各成分の含有率が特定されており、かつ、物品を構成するすべての成分についてその性状が明らかな場合等においては、既往のデータから物品の性状を判断して差し支えないこと。（H. 1. 7危64）

### (4) アルコール水溶液等の濃度等（危省令第1条の3第4項、第5項、第6項、第8項）

アルコール水溶液等の濃度等（％）は、重量％をいうこと。（H. 1. 3危14, 特34）

## 2 第1類関係

法別表の品名欄の第1類の項第11号に掲げる品名（前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの）に属する物品（洗剤、消毒剤等）のうち、液体であるものについては、第1類の危険物としての性状確認は要しないこと。

また、法別表の品名欄の第6類の項に掲げられている品名に属さない物品である場合には、第6類の危険物としての性状確認も要しないこと。（H. 1. 7危64）

## 3 第2類関係

### (1) アルミニウムペースト（アルミニウム粉とミネラルスピリットとの混合物）

ア 液体（第3石油類又は第4石油類にあっては、1気圧、20℃において液状であるもの）の場合

アルミニウムペーストが、危省令第1条の3第5項及び第6項に定める塗料類その他の物品ではなく、かつ、第4類の引火点を測定する試験において引火性を示すものである場合に

は、第4類の危険物に該当すること。

#### イ 固体の場合

アルミニウムペーストが、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、第2類の危険物に該当すること。

- (ア) 小ガス炎着火試験において10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するもの
- (イ) セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において測定された引火点が、40℃未満の温度であるもの (H. 1. 7危64)

#### (2) 法別表の品名欄の第2類の項第8号及び第9号の品名に該当する物品

法別表の品名欄の第2類の項第8号及び第9号の品名に該当する物品について、小ガス炎着火試験において「10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続し」、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において「引火点が40℃未満」である場合は、法別表の品名欄の第2類の項第8号の危険物とすること。(H. 2. 3危28)

### 4 第3類関係

#### (1) 危政令第1条第2項の「塩素化けい素化合物」

トリクロロシラン  $\text{SiHCl}_3$  は、「塩素化けい素化合物」に該当すること。(H. 1. 12危114)

#### (2) 水との反応性試験において発生する可燃性ガス

危政令第1条の5第6項の「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」とは、可燃性成分の含有率を問わないものであること。(H. 1. 7危64)

### 5 第4類関係

#### (1) ガソリン、灯油、軽油、及び重油 (資料参照)

ア ガソリンとは、JIS K2201「工業ガソリン」(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)を除く。)及びJIS K2202「自動車ガソリン」に適合するものをいうこと。

イ 灯油とは、JIS K2203「灯油」に適合するものをいうこと。

ウ 軽油とは、JIS K2204「軽油」に適合するものをいうこと。

エ 重油とは、JIS K2205「重油」に適合するものをいうこと。(H. 1. 7危64)

#### (2) ギヤー油及びシリンダー油 (資料参照)

ア ギヤー油とは、JIS K2219「ギヤー油」に適合するものをいうこと。

イ シリンダー油とは、JIS K2238「マシン油」に規定するISO VG680、ISO VG10000及びISO VG1500に適合するものをいうこと。(H. 2. 10危105)

#### (3) アルコール類

ア 「変性アルコール」とは、アルコール売捌規則(昭和12年大蔵省第11号)第11条の2第2項により工業用アルコールを変性したものをいうこと。(H. 2. 5危57)

イ メタノールの水溶液は、危省令第1条の3第4項第1号に該当するものを除いて、「アルコール類」に属すること。(H. 1. 7危64)

ウ 変性アルコールの水溶液及び酒類は、危省令第1条の3第4項第2号に該当するものを除いて、「アルコール類」に属すること。(H. 1. 7危64)

エ 炭素数1～3の飽和一価アルコール又は変性アルコールを成分として有する物品については、これらアルコール又は水以外の成分(第3成分)の含有率が10%未満であり、第3成分中に危険物に該当する化合物等が存する場合にあっては、当該化合物等の割合が炭素数1

～3の飽和一価アルコール又は変性アルコールの合計量の10%未満である場合には、危省令第1条の3第4項第2号に該当する場合を除き、「アルコール類」に属すること。

(次例参照) (H. 2. 5危57)

成 分	%	判 定
エチルアルコール メチルアルコール <u>アセトン</u>	80.0 11.0 9.0	アルコール類
エチルアルコール <u>グリセリン</u> 非危険物 水	67.0 5.0 3.0 25.0	アルコール類
変性アルコール (エチルアルコール (変性剤 (フレーバー) 非危険物 水	55.0 48.5 6.5 9.0 36.0	危省令第1条の3第4項第2号 に該当する場合を除いて、 アルコール類
エチルアルコール <u>グリセリン</u> <u>香料</u> 植物成分 水	60.0 25.0 微量 5.0 10.0	石 油 類
イソプロピルアルコール <u>プロピレングリコール</u> <u>ポリエチレングリコール</u> 非危険物 水	15.0 10.0 5.0 28.0 42.0	危省令第1条の3第5項又は又 は第6項に該当する場合を除いて、 石 油 類
変性アルコール (エチルアルコール (変性剤 (トルエン) <u>トルエン</u> <u>メチルイソブチルケトン</u>	86.3 85.5 0.8 1.5 12.2	石 油 類

(注) アルコール以外の成分で下線を引いたものは、危険物に該当

オ 危省令第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し、「アルコール類」から除外される物品が、「石油類」に属することはないこと。(H. 1. 7危64)

(4) 判定試験関係

ア 引火点が100℃以上の物品の水溶液の引火点

引火点が100℃以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合があるが、この場合、当該水溶液は、引火点がないものと解して差し支えないこと。(H. 1. 7危64)

イ 沸点及び発火点の測定

第4類の危険物のうち、第1石油類、第2石油類等の混合物等明らかに特殊引火物に該当しない物品については、沸点及び発火点の確認は要さないこと。また、引火点が-20℃を超えるものについては、沸点の確認を要さないこと。(H. 2. 3危28)

ウ 液状確認

常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し替えることができる程度の流動性を有する物品については、液状であることの確認を要さないこと。(H. 1. 12危114)

エ 水溶性液体

(ア) 危政令別表第3備考第10号に規定する「均一な外観」の確認は、純水と物品が、二つの相に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により行うこと。

(H. 1. 7危64)

(イ) 純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、数時間で二つの相に分離するような物品は、危政令別表第3備考第10号に規定する「水溶性液体」(以下「水溶性液体」という。)に該当しないこと。(H. 1. 7危64)

(ウ) 界面活性剤を含有する物品を、1気圧、20℃で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液(コロイド溶液)となる場合であっても、当該物品は水溶性液体に該当すること。

(H. 1. 12危114)

(エ) 水と混合すると加水分解して溶解し、更に放置すると、縮合しゲル化して沈殿するような、水と反応する物品は、水溶性液体に該当しないこと。(H. 1. 12危114)

(5) 動植物油

ア 動植物油を電気ヒーター又はスチーム等により保温して貯蔵保管している場合において、保温している温度が40℃未満のときは、危省令第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当すること。(H. 1. 7危64)

イ 危省令第20条第1項第2号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油は、危省令第1条の3第7項第1号に規定する「加圧しないで……貯蔵保管されているもの」に該当すること。(H. 1. 7危64)

ウ 動植物油の地下タンク等(動植物油の貯蔵量が1万以上のもの)に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が設けられており、当該注入口等の部分において1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は一取取扱所として規制すること。(H. 1. 7危64)

6 第5類関係

ヒドラジンは、法別表の品名欄の第5類の項第8号に掲げる「ヒドラジンの誘導体」に属せず、

第4類の危険物に該当すること。(H. 1. 7危64)

#### 7 第6類関係

硝酸一硫酸の混酸で、第6類の燃焼時間を測定する試験を行うに当たり、木粉の円錐形たい積物に注ぐと、ニクロム線で点火をする前に燃焼を開始してしまうものがあるが、このような物品については、危政令第1条の8第2項に定める性状を有するものとみなして差し支えないこと。

(H. 2. 3危28)

#### 8 火薬類の消防法上の規制（危険物の試験及び性状に関する省令附則第2項）

- (1) 混合物である火薬類については、危険物としての性状を判断するための適切な試験方法が確立されていないことから、当分の間、法の規制対象外とすること。(H. 2. 2危18)
- (2) 単一化合物である火薬類（トリニトロトルエン、ピクリン酸等）は、火薬類取締法及び消防法の両法の適用を受けることとなること。
- (3) (1)の混合物とは、いわゆる工業的純品以外のものを意味し、他の物質が意図的に挿入されているものは、その混合比率、挿入されている物質の種類を問わず混合物と解して差し支えないこと。(H. 2. 3危28)
- (4) 混合物である火薬類と単一化合物である火薬類との混載は認められること。(H. 2. 3危28)

〈参考〉

各類の試験方法一覧表

種 別	試 験	対 象	測定される危険性	方法の概要	判定基準
第 1 類	燃焼試験	固体（粉粒状のもの）	酸化力の潜在的な危険性	① 標準物質（過塩素酸カリウム）と木粉との混合物（重量比1：1）の燃焼時間を測定する。 ② 試験物品と木粉との混合物（重量比4：1及び1：1）の燃焼時間を測定する	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が標準物質と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと
	大量燃焼試験	固体（粉粒状以外のもの）		① 標準物質（過塩素酸カリウム）と木粉との混合物（重量比2：3）の燃焼時間を測定する。 ② 試験物品と木粉との混合物（体積比1：1）の燃焼時間を測定する	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が標準物質と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと
	落球式打撃感度試験	固体（粉粒状のもの）	衝撃に対する敏感性	① 標準物質（硝酸カリウム）と赤リンの混合物に鋼球を落下させて当該混合物が50%の確率で爆発する高さ（50%爆点）を求める。 ② 試験物品と赤リンとの混合物に①の50%爆点から鋼球を落下させて当該混合物が爆発する確率を求める	試験物品と赤リンとの混合物の爆発する確率が50%以上であること
	鉄管試験	固体（粉粒状以外のもの）		① 試験物品とセルロース粉との混合物を鉄管に詰め、電気雷管で起爆して鉄管の破裂の程度を観察する	鉄管が完全に裂けること
第 2 類	小ガス炎着火試験	固 体	火炎による着火の危険性	① 試験物品に小さな炎を接触させ、着火するまでの時間を継続するか否かを観察する	10秒以内に着火し、燃焼を継続すること
	引火点測定試験	固 体	引火の危険性	① 試験物品の引火点をセタ密閉式引火点測定器を用いて測定する	引火点が測定されること
第 3 類	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性	（固体の場合） ① 試験物品をろ紙の中央に置き、10分以内に自然発火するか否かを観察する ② 粉末の試験物品が①で自然発火しない場合、試験物品を落下させ、落下中又は落下後10分以内に自然発火するか否かを観察する （液体の場合） ① 試験物品を磁器に滴下して、10以内に自然発火するか否かを観察する	（固体の場合） 自然発火すること  （液体の場合） 自然発火し、又はろ紙を焦がすこと

				② 試験物品をろ紙に滴下して、10以内に発火するか否か、又はろ紙を焦がすか否かを観察する	
	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性	① 試験物品の引火点をタグ密閉式引火点測定器により測定する ② ①の引火点が80℃を超える場合、クリーブランド開放式引火点測定器により試験物品の引火点を測定する ③ 試験物品に純水を加え、1時間当たりのガスの発生量を測定し当該ガスに可燃性の成分が含まれているか否かを分析する	発生するガスが自然発火し、若しくは着火すること又は発生するガスの量が200 /kg・hr以上であり、かつ、可燃性の成分を含有すること
第4類	引火点測定試験	液体	引火の危険性	① 試験物品の引火点をタグ密閉式引火点測定器により測定する ② ①の引火点が80℃を超える場合、クリーブランド開放式引火点測定器により試験物品の引火点を測定する ③ ①の引火点が0℃以上80℃未満で、当該温度における試験物品の動粘度が10cSt以上の場合、試験物品の引火点をセタ密閉式引火点測定器により測定する	引火点が測定されること
第5類	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性	① 標準物質（2、4-ジニトロルエン及び過酸化ベンゾイル）の発熱開始温度及び発熱量を示差走査熱量測定装置又は示差熱分析装置により測定する ② 試験物品の発熱開始温度及び発熱量を①で用いた装置により測定する	発熱開始温度及び発熱量が標準物質から求められた危険性の基準以上であること
	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しさ	① 試験物品を1.0mmのクリア板を取り付けた圧力容器に入れて加熱して、破裂板が破壊するか否かを観察する	50%以上の確率で破裂すること
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性	① 90%硝酸水溶液と木粉の混合物（重量比1：1）の燃焼時間を測定する ② 試験物品と木粉との混合物（重量比4：1及び1：1）の燃焼時間を測定する	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が90%硝酸水溶液と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと

## 確認試験結果報告書

(第四類・可燃性液体類)

住 所  
会 社 名  
氏 名

印

物 品 名					
製 造 会 社 又 是 輸 入 会 社	住 所 名 称	T e l F A X			
組 成	全成分（化学名）及びそれぞれの含有率（重量%）				
試 験 結 果	引 火 点	タグ密閉式 クリーブランド開放式 セタ密閉式			℃ ℃ ℃
	動 粘 度	℃において			c S t ・ K U
	燃 焼 点	℃	可燃性液体量	重量%	
	沸 点	℃	発 火 点	℃	
	液 状 確 認	液状確認		℃ 秒	液状である
	----- ℃で容器間の移替えが容易に可			液状でない	
品 名 (○印)	第四類 _____ (水溶性液体・非水溶性液体) 指定可燃物（可燃性液体類） 非危険物				
そ の 他	用 途 連絡担当者	T e l F A X			
備 考					

注) 必要事項を記入し、該当する項目を○で囲むこと。

(A4)



試 験 名	燃焼点測定			
測 定 器 具	タグ開放式引火点測定器			
試 験 実 施 日	年	月	日	
試 験 場 所				
試 験 実 施 者				
試 験 条 件	温度 (	℃)	湿度 (	%) 気圧 (
				hPa)
試 験 物 品 名				
測 定 結 果	1 回 目	2 回 目	3 回 目	平 均 値
	℃	℃	℃	℃

注) 3回を超える測定結果は別紙

試 験 名	発火点測定
測 定 方 法	ASTM E 6 5 9 ・ その他 ( )
試 験 実 施 日	年 月 日
試 験 場 所	
試 験 実 施 者	
試 験 条 件	温度 (
	℃) 湿度 (
	%) 気圧 (
	hPa)
試 験 物 品 名	
測 定 結 果	℃

試 験 名	沸点測定
測 定 方 法	J I S K 2 2 3 3 ・ その他 ( )
試 験 実 施 日	年 月 日
試 験 場 所	
試 験 実 施 者	
試 験 条 件	温度 ( °C) 湿度 ( %) 気圧 ( hPa)
試 験 物 品 名	
測 定 結 果	°C

注) 引火点が-20℃以下である場合に測定すること。

試 験 名	可燃性液体量測定		
試 験 実 施 日	年 月 日		
試 験 場 所			
試 験 実 施 者			
試 験 条 件	温度 ( °C) 湿度 ( %) 気圧 ( hPa)		
試 験 物 品 名			
測 定 結 果		引 火 点 1 0 0 °C 未 満	引 火 点 1 0 0 °C 以 上
	揮 発 成 分 の 含 有 率	% 測定方法 ( )	% 測定方法 ( )
	水 分 の 含 有 率	% 測定方法 ( )	
	不 燃 性 溶 剤 の 含 有 率	% 測定方法 ( )	% 測定方法 ( )
	可 燃 性 液 体 の 含 有 率	%	%
可 燃 性 液 体 量	%		

注) 可燃性液体量の測定は、組成が不明な物品について行うものであること。組成が明らかな物品については、当該物品を構成する成分のうち、第4類の危険物に該当するものの含有率を合算したものを可燃性液体量とすること。

試 験 名	液状確認
試 験 実 施 日	年 月 日
試 験 場 所	
試 験 実 施 者	
試 験 条 件	温度 ( °C) 湿度 ( %) 気圧 ( hPa)
試 験 物 品 名	
恒 温 槽 の 温 度	°C
確 認 結 果	秒

平成 年 月 日

## 危険物等データベース登録確認書

危険物保安技術協会

1 登録番号	
2 試験物品名 または商品名	
3 登録申請者名	
4 確認試験 判定結果	